令和7年度 固定資産税(償却資産)

申告の手引き

●償却資産の申告期限は、令和7年1月31日(金)です。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産 (事業用資産)についても課税の対象となります。 償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日 (1月1日) 現在所有している償却資産について、 資産の多少・異動の有無にかかわらず申告していただくことになります。

(地方税法第383条 < 固定資産の申告 >)

つきましては、別添のとおり申告書を送らせていただきますので、この手引きを参照し、申告書 等を作成のうえ提出していただきますよう、よろしくお願いします。

なお、申告書の様式は野洲市ホームページ (https://www.city.yasu.lg.jp/)の「申告書等ダウンロードコーナー」からも入手できます。



≪申告書の提出 及び お問い合わせ先≫

〒520 - 2395 滋賀県野洲市小篠原 2100番地 1

滋賀県 野洲市 総務部税務納税課 資産税係

TEL 077-587-1121 (代表) / 内線: 2244

077-587-6040 (直通)

≪目次≫

1	償却資産とは…		
	(1) 償却資産とは		2
	(2) 償却資産の種類と具体例		2
	(3) 家屋と償却資産の区分 (建物附属設備・特定附帯設備の取り扱いについて)	• • •	3
2	申告から課税までのながれ	• • •	5
3	償却資産の申告について		
	(1) 申告していただく方		6
	(2) 申告書等の提出期限	• • •	6
	(3) 申告の対象となる資産	• • •	6
	(4) 申告の対象とならない資産	• • •	7
4	申告に必要な書類について	• • •	8
5	税額等の算出方法について		
	(1) 評価額の算出方法	• • •	9
	(2)減価残存率表	• • •	10
	(3) 税額の算出方法	• • •	10
	(4) 計算例(概算)	• • •	10
6	申告書等の記入例		
	(1) 償却資産申告書の記載方法	• • •	11
	(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法	• • •	13
	(3) 種類別明細書(減少資産用)の記載方法	• • •	15
7	非課税・課税標準の特例等		
	(1) 非課税となる償却資産	• • •	17
	(2)課税標準の特例が適用される償却資産	• • •	17
	(3)耐用年数の短縮等を適用した償却資産	• • •	18
8	国税との主な違い	• • •	18
9	調査協力のお願い	• • •	19
10	過年度への遡及について	• • •	19
11	申告についての Q&A		19

1 償却資産とは・・・

(1)償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は 減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される もののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する 資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものを含む。)をいう。

(地方税法第341条第4号より抜粋)

(2)償却資産の種類と具体例

下記の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

	資産の種類	主 な 償 却 資 産 の 例 示
1	構築物	受変電設備、自家発電設備、舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設、外構工事、看板(広告塔等)、駐車設備等
2	機械及び装置	機械式駐車設備、工作・木工機械、各種製造加工機械、印刷機械、電動機、土木建設機械、太陽光発電設備等
3	船 舶	ボート、はしけ、貨客船、漁船、工作船、水中翼船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00~09 及び 000~099」、「9、90~99 及び 900~999」の車両)、各種運搬具(リヤカー・自転車等)等
6	工具・器具及び備品	パソコン、LAN 設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、 看板、ネオンサイン、厨房機器及び用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、 ロッカー、応接セット、陳列ケース、テレビ等映像音響機器、放送機器、 室内装飾品、カーテン、コピー機、レジスター、自動販売機、取付工具等 各種工具、観賞用・興行用の生物等

申告対象となる主な償却資産(業種別)

業種	対象となる主な償却資産の例(※)
共 通	受変電設備、看板、ネオンサイン、屋外広告塔、舗装路面、外灯、内部造作、 緑化施設、キャビネット、応接セット、コピー機、テレビ、エアコン、机・椅子、 パソコン、プリンター、LAN設備、レジスター等
飲食業	室内装飾品、放送設備、タオル蒸器、ガスレンジ等の厨房用品、日よけ等
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌機、給湯器・洗面設備、ドライヤー、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、ボイラー等

ホテル・旅館業	ベッド、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、自動販売機、エアコン等
医療・薬局業	陳列ケース、ベッド、薬品戸棚、レントゲン機器、調剤機器、消毒殺菌機器、 心電計、手術台、歯科診療用ユニット、ファイバースコープ、冷蔵・冷凍庫等
小 売 業	ショーケース、陳列ケース、冷蔵ストッカー、日よけ、照明設備、自動販売機等
ガソリン給油業	地下タンク、計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、洗車機、 検査工具、自動販売機、防壁、構内舗装、独立キャノピー等
自動車修理業	コンプレッサー、溶接機、コンデンサー、ドリル、塗装設備、各種工具等
金属加工業	旋盤、プレス、ボール盤、フライス盤、コンプレッサー、溶接機、グラインダー、 塗装設備、ベルトコンベア、各種工具等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車、発電機等
不動産賃貸業	植栽工事、側溝、アスファルト舗装、フェンス等
娯 楽 業	パチンコ台、スロット台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器等
印 刷 業	各種製版機、印刷機、裁断機、製本設備等
農業	籾摺り機、精米機、乾燥機、手押しの耕運機、田植え機・管理機、果樹棚、 播種機、きのこ栽培用ほだ木、ビニールハウス、農業用構築物等

※上の表に示されている資産の例は一部です。表にないものはこれらをご参考のうえ判断してください。

(3)家屋と償却資産の区分(建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて)

(I)自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

・建物附属設備の家屋と償却資産の区分(次のページの一覧表をご参照ください) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、家屋と償却資産とに区分して 課税されます。

償却資産とするもの・・・容易に取外しが可能であり、単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられた もの、又は独立した機器としての性格の強いもの。

家屋とするもの・・・・・・・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気 設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備等。

(Ⅱ)賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産(特定附帯設備)

・賃貸ビル等を借り受けて事業されている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けた電気 設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線、配管等 のことを**特定附帯設備**といいます。

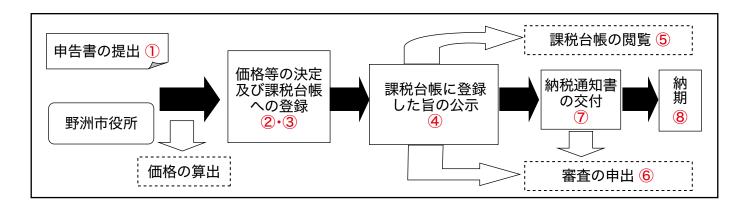
特定附帯設備は、テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。

【家屋と償却資産の区分表】

区分	 家屋に含めるもの 	家屋に含めないもの (<i>償却資産</i> となる可能性のあるもの)		
	・電灯コンセント配線設備 ・蛍光灯用器具、白熱灯用器具 ・出退表示設備 ・呼出信号設備 ・自動車管制装置 ・盗難非常通報装置 ・電話配線設備 ・電気時計配線設備	・自家用発電設備 ・無停電設備 ・ネオンサイン ・スポットライト、投光器 ・家電と分離している屋外照明設備 ・分電盤より外側の配線 ・電話機、電話交換機 ・親子時計 ・中央監視装置 ・LAN 配線		
 - 給排水衛生 - 設備	・給水設備(受水槽を含む) ・排水設備 ・中央式給油設備 ・衛生設備	・屋外給水管、屋外排水管 ・配管のない瞬間湯沸器 ・独立した煙突、給水塔		
ガス設備	・ ・ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン)	・メーターより外側の配管		
- 空調設備 	 ・空調設備(建物埋込型) ・冷暖房設備(建物埋込型) ・換気設備、換気扇、天井扇 ・ベンチレーター	・空調設備(建物取付型) ・冷暖房設備(建物取付型)		
 - - - - - - - - - - - - - - - -	・気送管設備 ・事務用ベルトコンベアー設備 ・エレベーター、ダムウェーター ・エスカレーター	・工場用ベルトコンベアー ・気送子 ・垂直型連続運搬装置 ・クレーン		
	┃ ・劇場用特殊機器、舞台 ・固定椅子 	・取外しの容易な簡易間仕切り ・夜間倉庫 ・機械式駐車場		
屋外設備	・鉄骨等の非常階段 ・ポーチ ・テラス	・自転車置き場 ・簡易物置		

表中「家屋に含めるもの」であっても、本来家屋と一体になって家屋の効用を高めるための設備ではなく、生産用又は特定の事業設備(例:水を大量に使用する化学工業の給排水設備)等は、家屋に含めず、償却資産として申告の対象となります。また、「家屋に含めないもの」は固定資産税(償却資産)の課税対象となるものの一部を記載しています。

2 申告から課税までのながれ



1 申告書の提出

賦課期日(1月1日)現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する 市町村に申告していただきます。

② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

3 課税標準

課税標準は、賦課期日(1月1日)現在の評価額に基づき決定された価格で、償却資産課税 台帳に登録されたものです。

4 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を市長が公示します。

⑤ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、市役所税務納税課窓口において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。 閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。 (※令和7年度の閲覧開始時期等は広報等でもお知らせします。)

6 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

7 納税通知書の交付

下の算式により税額を算出し、納税通知書を交付します。

【 税額= 課税標準額 × 税率(100分の1.4)】

なお、評価計算の結果、課税標準額が150万円(免税点)未満の場合には課税されません。

8 納期

年税額は4回の納期(5月、7月、9月、11月)に分けて納めていただきます。 具体的な納期は、固定資産税納税通知書等でお知らせします。

3 償却資産の申告について

(1)申告していただく方

令和7年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- I 償却資産を他に賃貸している方
- II 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- III 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方 (所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方)
- IV 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方
- V 償却資産を共有されている方

(各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告してください。)

- VI 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)の方
 - ※償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」として必ず申告をお願いします。

(2)申告書等の提出期限

令和7年1月31日(金)です。

※期限近くになりますと、窓口が大変混雑します。早期の提出にご協力お願いします。

ご注意ください

正当な事由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることになるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

(3)申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、<u>事業の用に供することができる資産</u>で、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- I 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- II 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産(稼働しうるもの)
- Ⅲ遊休又は未稼働の資産
- Ⅳ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。)
- V 福利厚生の用に供するもの
- VI 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に 減価償却しているもの(※1)
- VII 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

例:中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産(※2)

注〉(※1)及び(※2)については、7ページ〈参考〉をご参照ください。

(4)申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- I 自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車(トラクター、フォークリフト等)のような自動車税、 軽自動車税の課税対象となるもの
- Ⅱ 無形固定資産(例:特許権、実用新案権等)
- Ⅲ 繰延資産
- IV 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - i 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)(※3)
 - ii 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの(※4)
- V 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項、所得税法 第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で、取得価 額が20万円未満のもの(※5)

注 > (※3)、(※4) 及び(※5) については、本ページ〈参考〉をご参照ください。

参考

少額の減価償却資産の取扱い

地方税法第341条第4項及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれる、いわゆる「少額資産」とは、取得額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。このことから、租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税(償却資産)の申告の対象となります。

(表 1) ○ ○ = 申告対象 × = 申告対象外

取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却(※1)	0	0	0	0
中小企業特例(※2)	0	0	0	
一時損金算入(※3)	×			
3年一括償却(※4)	×	×		

- (※1) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始事業年度に取得した10万円未満の資産は全て 必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。
- (※2) 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です (租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。
- (※3) 法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項
- (※4)法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

また、地方税法施行令第49条ただし書により、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、取得価額が20万円未満の資産は固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。よって、表1で申告対象となっている場合でも、当該リース資産で取得価額が20万円未満であれば、申告対象外となります。(表2をご参照ください。)

(表 2) ○ ○ = 申告対象 × = 申告対象外

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
法人税法第64条の2第1項又は所 得税法第67条の2第1項に規定す るリース資産(※5)	×	×	0	0

4 申告に必要な書類について

			提出書類				
	令和7年1月1日現在の状況	償却資産 申告書	種類別明細書 (申告書B: 増加資産・全資産用) ※ 緑色用紙	種類別明細書 (申告書A: 減少資産用) ※ 赤色用紙			
		_	☆林巴用祇	※ 外巴用紙			
初めて申告	資産を所有している	0	(全資産記入)				
される方	資産なし	0					
	①取得・移動による受入れ等、 資産が増加した場合	0	0				
	②売却・滅失・移動等、 資産が減少した場合	0		0			
前年度以前に	上記①と②がある場合	0	0	0			
申告された方	資産の増減がない場合	0					
	廃業・解散・転出した場合	0					
	電算申告の場合	0	〇 (全資産記入)				

- ※所定の様式に数字・文字を一字ずつ丁寧に記入してください。
- ※非課税又は課税標準の特例等の対象となる資産を新たに取得された方は、必要書類を添付してください。
- ※申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、控え分として<u>ご自身で</u>申告書の写しをとっていただき、 必ず返信用封筒に切手を貼付のうえ、同封していただきますようお願いします。

電子申告について

電子申告とは、**eLTAX**(地方税ポータルシステム)を利用し、所定の手続きにしたがって、インターネット上から申告データを送信していただく方法です。

ただし、初めて電子申告を行う場合は、電子証書等を取得されたうえで、**eLTAX**のホームページから利用の届出を行い、事前に地方公共団体の審査を受けていただく必要があります。 ご利用の届出や申告方法等など、詳しくは下記までお問い合わせください。

- ・サポートデスク
- → (一般電話・携帯電話)0570-081459 受付時間9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く。)
- ・eLTAX(エルタックス)のホームページ
- → https://www.eltax.lta.go.jp/



5 税額等の算出方法について

(1)評価額の算出方法

償却資産の取得年月日、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について 一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × $\left[\begin{array}{cccc} 1 & - & \frac{r}{2} \end{array}\right]$	前年度評価額 × (1 - r)
= 取得価額 × A	= 前年度評価額 × B

r :耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価残存率で、10ページ【減価残存率表】の A 欄の率です。

B:1年分の減価残存率で、10ページ【減価残存率表】のB欄の率です。

⇒ 1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

⇒初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

【注意事項】

算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

【例えば】

取得価額500.000円、取得年月 平成31年2月、耐用年数4年のパソコンの場合 (耐用年数4年、前年中の取得の資産の減価残存率…0.781) (耐用年数4年、前年前の取得の資産の減価残存率…0.562)

令和2年度=500,000円×0.781=390,500円 令和3年度=390.500円×0.562=219.461円 令和4年度=219,461円×0.562=123,337円 令和5年度=123,337円×0.562= 69,315円

令和6年度= 69.315円×0.562= 38.955円

令和7年度= 38,955円×0.562= **21,892円** < **25,000円**=500,000円×5% (0.05)

※令和7年度で算出額が取得価額の5%(25,000円)より小さくなりますので、以降は 25,000円で評価されます。

※固定資産税(償却資産)の評価額の最低価格は、国税の備忘価額(1円)とは異なります のでご注意ください。

(2) 減価残存率表

固定資産評価基準別表第 15「耐用年数に応ずる原価率表」より作成

	耐用年数	減価列	浅存率		耐用年数	減価列	钱存率		耐用年数	減価死	浅存率
耐用 年数	に応ずる 減価率 r	前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B	耐用 年数	に応ずる 減価率 r	前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B	耐用 年数	に応ずる 減価率 r	前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B
				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

(3) 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

資産一品ごとに算定した評価額の合計を『課税標準額』として、次の算式により固定資産税額を計算します。

課税標準額 (1,000円未満切り捨て)



税率 (100分の1.4)

=

税額

- ① 課税標準額が 150 万円(免税点)未満の場合は、課税されません。
- ② 税額は、100円未満を切り捨てます。

(4) 計算例(概算)

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和7年度 評価額	合計
舗装路面	令和6年 9月	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1-0.142×1/2) = 2,508,300円	
(コングリート級)	0,1				【令和7年度評価額】	
ルームエアコン	令和5年	500,000円	6年	0.319	500,000円 × (<u>1-0.319×1/2)</u> = 420,000円 【令和6年度評価額】	3,337,756 円
70 22737	11月	300,000 1	+	0.515	420,000円 × (1-0.319) = 286,020円 【前年度評価額】 【令和7年度評価額】	
看板	令和5年	1,600,000円	3年	0.536	1,600,000円 × (<u>1-0.536×1/2)</u> = 1,171,200円 【令和6年度評価額】	(令和7年度 評価額)
(ネオンサイン)	2月	1,000,000]	34	0.550	1,171,200円 × (1-0.536) = 543,436円 【前年度評価額】 【令和7年度評価額】	

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額 (課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)※



1,000円未満を切り捨て、税率をかけます。

3,337,000円 × 0.014 = 46,718円

100円未満を切り捨てます。

46 718円



46,700円 (税額)

※ 課税標準額の特例(17ページ)の適用を受ける資産がある場合の課税標準額は、該当資産の額にそれぞれ特例率を反映させた額となります。

6 申告書等の記入例

(1) 償却資産申告書の記載方法

- ◎ 住所、氏名、取得価額(前年前に取得したもの(イ))は、昨年までの申告に基づいて印字しています。
- ◎ 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

〈3 個人番号又は法人番号〉

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく番号。

〈1 住所・2 氏名〉

住所について、ビル名等の方 書きがある場合は、方書き部分 にふりがなをふってください。

〈4 事業種目〉

事業の内容を具体的に記載してください(例:土木工事業)。 事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記載してください。

また、法人の場合、資本金 又は出資金の金額も記載して ください。

〈5 事業開始年月〉

個人の方は事業を開始した 年月を、法人にあっては創立 年月を記載してください。

〈取得価額〉

前年前に取得したもの(イ) 昨年までの申告に基づき、 取得価額を印字しています。

前年中に減少したもの(ロ)

(イ) のうち、前年中に減少 した資産の取得価額を記載し てください。

前年中に取得したもの(ハ)

今回新たに申告いただく資産の取得価額を記載してください。申告もれや、移動により受け入れた資産についても(イ)ではなく(ハ)に記載してください。



〈6 この申告に応答する者の係及び氏名〉

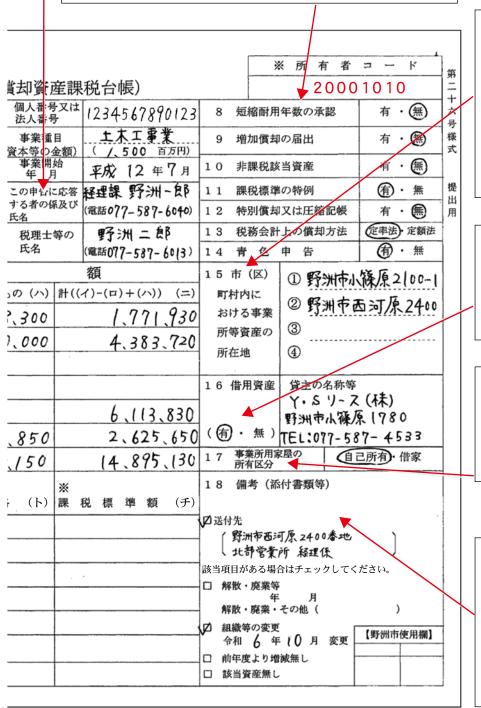
申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記載してください。なお、〈7 税理士等の氏名〉が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記載してください。

〈7 税理士等の氏名〉

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。

〈8~14 短縮耐用年数の承認等〉

各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。



〈15 市(区)町村内における 事業所等資産の所在地〉

申告書の提出先と同一の区内にある事業所等の資産所在地について、追加又は変更がある場合は、記載してください。

また、「外〇件」の部分について追加又は変更がある場合は、〈18 備考(添付書類等)〉欄又は別用紙(様式自由)に記載してください。

〈16 借用資産〉

借用資産の有無について、該当する方 を○で囲んでください。

借用資産がある場合は、貸主の名称、 住所等を記載してください。

〈17 事業用家屋の所有区分〉

該当する方を○で囲んでください。 事業用家屋がある場合は、〈15 市(区) 町村内における事業所等資産の所在地〉 欄の該当番号を記載してください。

〈18 備考(添付書類等)〉

各項目に該当する要件がある場合は チェックをしてください。

書類の送付先を左上に記載した所有者 住所以外に希望する場合は記入してくだ さい。

また、本市に連絡事項がある場合はこ ちらに記入してください。

(2)種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法

- ◎ 前年中に申告された方は、令和6年1月2日から令和7年1月1日まで取得した資産(同期間中に移動又は除却した資産は除きます。)を記載してください。また、令和6年1月1日以前に取得した資産で申告する必要のある資産がありましたら記載してください。
- ◎ 本市に初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している全ての資産を記載してください。

〈資産の種類〉

資産の種類に記載する数字は、下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

〈資産の名称等〉

下記を参考に記載して ください。

JIS 基本漢字等以外の 文字を使用されていた 場合には、類似の文字 に置き換えて登録しま す。(例:II→2)

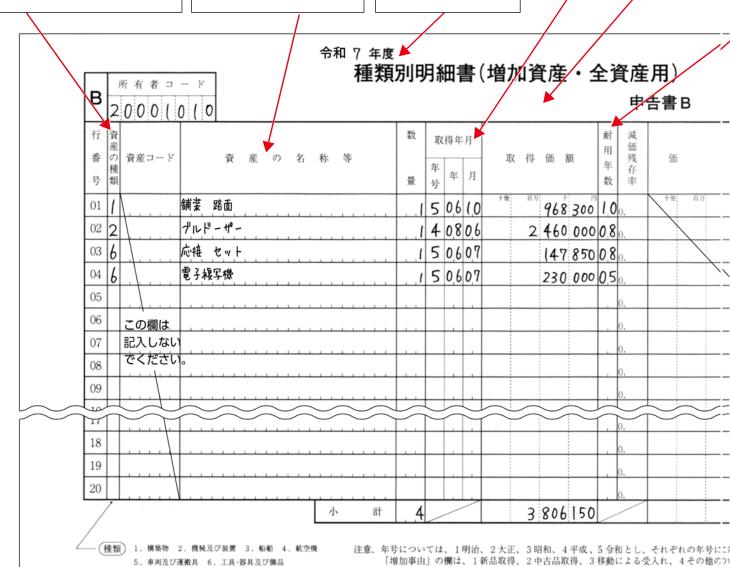
〈取得年月〉

年号は「令和」に取得したものは「5」、「平成」に取得したものは「4」、「昭和」に取得したものは「3」、「大正」に取得したものは「2」、「明治」に取得したものは「1」と記載してください。

年月は資産を取得した年月を記載してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

〈令和 年度〉

今年度は、「7」と記載してください。



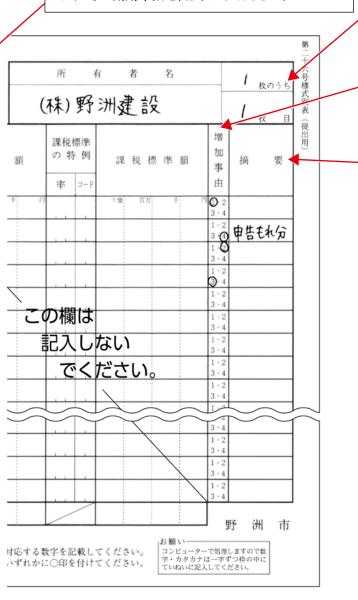
〈取得価額〉

資産を取得するために支出した金額又は支 出すべき金額(付帯費用を含みます。)を記載 してください。

なお、圧縮記帳は、固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮記帳額を含めた取得価額を記載してください。

〈耐用年数〉

原則として、法人税及び所得税における法定 耐用年数を記入してください。(減価償却資産 の耐用年数に関する省令別表) ただし、中古資 産で見積耐用年数によっている場合や、国税局 長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合 は、その耐用年数を記入してください。



〈 枚のうち 枚目〉

種類別明細書(増加資産・全資産用)のページ数を 記載してください。

〈増加事由〉

資産を取得した事由について、該 当する番号を○で囲んでください。

番号	増加理由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受入れ
4	その他

〈摘 要〉

当該資産にかかる特記事項としてア〜キのような事項 を記載してください。

ア 課税標準の特例の適用がある資産については、その 旨の表示と適用条項。

(例:特349の3①)

- イ 他の市(区)町村からの移動等により受け入れた資産 については、移動の年月。
- ウ 耐用年数の短縮を適用している資産については、そ の旨の表示。

(例:短縮)

エ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。

(例:中古)

- オ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示。 (例:増加)
- カ 資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示。 (例:申告もれ分)
- キ その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。

(3) 種類別明細書 (減少資産用) の記載方法

〈資産の種類〉

資産の種類に印字している数字は、下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

〈抹消コード〉 (資産番号)

同封の前年度の資産 一覧表の資産番号を記 入してください。

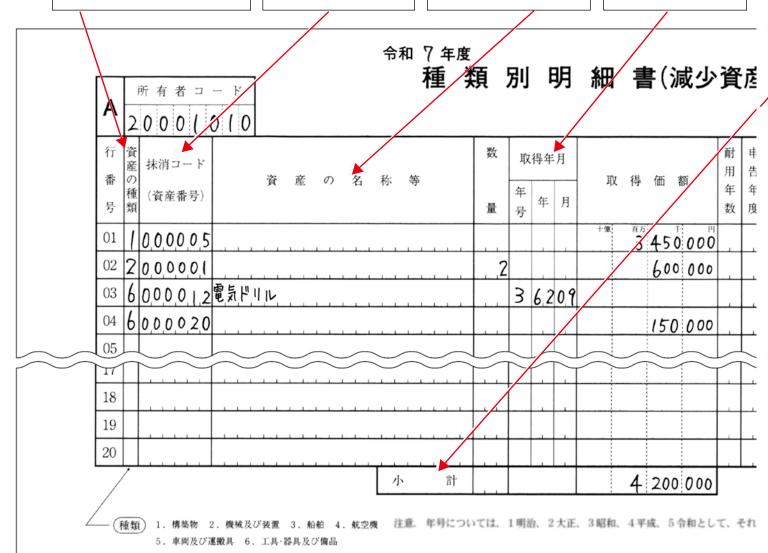
〈資産の名称等〉

名称を修正する際は、 下記を参考に記載して ください。

〈取得年月〉

年号に印字している数字は、下の表の とおりです。

番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和



〈減少の事由及び区分・摘要〉

「減少の事由及び区分」欄及び「摘要」欄は次のように記載してください。

ア 資産の全部が減少した場合

「減少の事由及び区分」欄の該当する番号(1~4)を〇で囲み、「摘要」欄に該当資産の売却先、移動先等、具体的な減少内容を記載してください。

イ 資産の一部が減少した場合

「減少の事由及び区分」欄の該当する番号 (1~4)を〇で囲み、「摘要」欄に該当資産 の減少した取得価額等、具体的な減少内容 を記載してください。

ウ 資産の一部を修正する場合

「減少の事由及び区分」欄の「4」(その他) を〇で囲み、「摘要」欄に該当資産の修正等が 発生した事由を具体的に記載してください。

[用) 有 者 枚のうち (株)野洲建設 申告書 A 枚 減少の事由及び区分 出用 1売却 2減 失 1全部 摘 3移動 4その他 2一部 1 . 2 · 3 · 4 **(**1**)** ⋅ 2 〈例 1〉 1 . (2) . 3 . 4 〈例2〉 1 . 2 資産名称・取得年月の修正〈例3〉 1 . 2 $1 \cdot 2 \cdot 3 \cdot (4)$ 1.2 取得価格の修正(/200000円) $1 \cdot 2 \cdot 3 \cdot (4)$ 1.2.3.4 1 . 2 . 3 . 4 1 . 2 $1 \cdot 2 \cdot 3 \cdot 4$ $1 \cdot 2$ $1 \cdot 2$ $1 \cdot 2 \cdot 3 \cdot 4$ $1 \cdot 2 \cdot 3 \cdot 4$ $1 \cdot 2$

野 洲 市

ぞれの年号に対応する数字を記載してください。

計〉

ページごとの減少し

た取得価額の小計を記

載してください。

小

お願い コンピューターで処理しますので数 字・カタカナは一字ずつ枠の中に ていねいに記入してください。

〈記載の例〉

資産の全部が減少した場合

資産の種類・抹消コード・取得価額をそれぞれ記載し、該当する減少の事由と区分の1全部を○してください。

[例1 前年度の資産一覧表の取得価額3,450,000円の資産を全部滅失した場合]

資産の一部が減少した場合

資産の種類・抹消コード・取得価額(取得価額のうち今回減少分)をそれぞれ記載し、該当する減少の事由と区分の2一部を〇してください。

[例2 前年度の資産一覧表の取得価額 1,200,000円(数量4個)の資産のうち600,000円(数量2個)を一部滅失した場合]

資産の一部を修正する場合

資産の種類・抹消コード・修正すべき内容を訂正箇所にそれぞれ記載し、減少した事由4その他を○してください。区分は無記入で結構です。

[例3 前年度の資産一覧表から 資産の名称等を電気ドリル、取 得年月を昭和62年9月に修正し た場合]

取得価額を修正する場合

資産の種類・抹消コード・取得価額(修正による減少分)をそれぞれ記載し、減少の事由4その他と該当する区分を○してください。

[例4 前年度の資産一覧表の取得価額1,200,000円から1,050,000円(減少価格150,000円)に修正した場合]

7 非課税・課税標準の特例等

(1)非課税となる償却資産

<u>地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産</u>は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税の非課税規定適用申告書」(※1)に必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともに提出してください。

(2)課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、申告書に課税標準の特例が適用される資産であることを明記し、「課税標準の特例が適用される資産に関する届出書」(※2)とともに、所管する主務官庁等の証明書又は届出書の写しを添付して提出してください。

課税標準の特例の適用を受ける償却資産の例

施設の種類	取得時期	特例率	適用条項	添付書類
再生可能エネルギー 発電設備(太陽光) (取得後3年度分)	R2. 4. 1~ R8. 3. 31	2/3 わがまち特例	地方税法附則 第15条第25項 第1号イ	再生可能エネルギー事業者支援 事業補助金交付決定通知書 の写し
下水道除害施設	R4. 4. 1~ R8. 3. 31	4/5 わがまち特例	同法附則第15 条第2項第5号	特定施設設置届出書の写し、 仕様書等
先端設備 (取得後3年度分)	R5. 4. 1~ R7. 3. 31	1/2 (認定先端設備導入 計画に従って先端設 備を導入した場合)	同法附則第15 条第44項	先端設備等導入計画申請書及び認定書の 写し、先端設備導入計画(リース会社が 申告する場合に併せて、リース契約書の 写し及び固定資産税軽減計算書の写し)
(取得後5年度分) (取得後4年度分)	R5. 4. 1~ R6. 3. 31 R6. 4. 1~ R7. 3. 31	1/3 (賃上げ方針を計画 内に位置付けて従業 員に表明した場合)		(賃上げ方針を表明する場合は、従業員へ 賃上げ方針を表明したことを証する書類)
家庭的保育事業に係 る固定資産 (期限なし)	H29. 4. 1~	1/2 わがまち特例	地方税法第349 条の3第27項	特例の対象となる資産が家庭的 保育事業の用に供されているこ とが確認できる書類
居宅訪問型保育事業 に係る固定資産 (期限なし)	H29. 4. 1∼	1/2 わがまち特例	地方税法第349 条の3第28項	特例の対象となる資産が居宅訪 問型保育事業の用に供されてい ることが確認できる書類
事業所内保育事業に 係る固定資産 (利用定員5人以下) (期限なし)	H29. 4. 1~	1/2 わがまち特例	地方税法第349 条の3第29項	特例の対象となる資産が事業所 内保育事業の用に供されている ことが確認できる書類

[※]決定価格に上の表の特例率を乗じた額が課税標準額となります。

(3)耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、下記の<耐用年数の短縮等の添付書類一覧>に掲げる添付書類とともに提出してください。

これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準 じて評価額等が算出されます。

なお、<u>圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認め</u>られておりません。

<耐用年数の短縮等の添付書類一覧>

事 項	国税における	沂轄	添付書類
耐用年数の短縮	国 税 局	長	耐用年数の短縮の承認通知書(写)
増加償却	税 務 署	長	増加償却の届出書(写)
陳腐化資産の一時償却	国税局	長	陳腐化資産の償却限度額の特例の 承認通知書(写)
耐用年数の確認	税 務 署	長	耐用年数の確認に関する届出書(写)

8 国税との主な違い

項目	国 税 の 取 扱 い (法人税・所得税)	地 方 税 の 取 扱 い (固定資産税〈償却資産〉の評価額)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法)	原則として、 『固定資産評価基準』(※)に定める 減価率によります。
//M、III IE AP V /) /A	【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法の選択制度 (建物については旧定額法)	【 10ページ〈減価残存率表>を 】 【 ご参照ください。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特 別 償 却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の 100 分の 5
中小企業者の少額資産 の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額にかかわらず、認められません。

^{※『}固定資産評価基準』とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

9 調査協力のお願い

申請書の受理後、申告の内容を確認するために、本市では地方税法第354条の2に基づく所得税又は法人税に関する書類の閲覧、地方税法第353条及び第408条に基づく実地調査を行っています。 文書等によりおたずね等を行った場合には、ご協力をお願いします。

10 過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正や申告漏れ等の場合の課税については、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税する場合があります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最長で5年を限度としています。

11 申告についての Q&A

- (Q1)どうして申告をしなければならないのですか?
 - **A1** 法律(地方税法第383条)の定めによって、償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における 償却資産の所有状況を1月31日までに資産の所在する市町村へ申告しなければなりません。
- (Q2)事業を廃業しました。事業をやめた時も申告が必要ですか?
 - A2 はい。必要です。毎年1月1日以前に、廃業もしくは譲渡等により所有する資産がなくなった場合には、その旨を明記して申告書を提出してください。 また、1月2日以後に廃業した場合には、償却資産にかかる固定資産税を納付していただく必要があります。
- (Q3)リース資産の申告は、どのように取り扱えばよいですか?
 - A3 原則として、リース会社が納税義務者となりますので、リース会社が申告してください。 ただし、リース期間終了後に無償譲渡の契約がある場合(所有権留保付売買としてのリース)には、 原則として、借主が申告してください。〈6ページ:「償却資産の申告について」をご参照ください。〉
- (Q4)工場の移転準備のために、賦課期日(1月1日)を含む2か月間稼働を 停止している機械がありますが、申告の対象ですか?
 - **A4** はい。対象となります。賦課期日(1月1日)において、事業のために使われていなくても、工場の移転後は再び使用することが予定されている場合は、申告の対象となります。
- (Q5)使用する技術が変わり、使っていない機械があります。解体には費用がかかるため そのまま置いてあるだけで使用する予定はありませんが、申告する必要はありますか?
 - **A5** 申告の必要はありません。旧式化により使用されなくなり、将来他に転用する見込みもないまま解体・ 撤去されずに原形をとどめていて、税務会計上【有姿除却】しているのであれば、償却資産に含めません。
- (Q6)法人税申告において耐用年数を経過し、減価償却済みとなった資産があります。申告する必要がありますか?
 - A6 はい。必要です。法人税法又は所得税法において減価償却済みの資産であっても、事業のために 使用している限り、固定資産税(償却資産)の課税対象となります。
- (Q7)資産が少ない場合でも申告しなければなりませんか?
 - **A7** 賦課期日(1月1日)において、償却資産の所有者であれば、資産の多少にかかわらずその償却 資産について申告が必要です。